

2025 年 10 月

フェアコンサルティンググループは、世界 20 カ国/地域・36 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



タミル・ナードゥ州における PoSH（職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止）SOP 発行に関する最新情報

今回の情報は、特にタミル・ナードゥ州に拠点を有する組織にとっては非常に重要なものとなります。その他の地域に所在する組織にとっても、タミル・ナードゥ州が積極的な姿勢を示していることから、将来的な規制動向を示唆するものとなります。

2025 年 6 月 18 日、タミル・ナードゥ州政府は G.O. (Ms) No. 64（第 64 号の一般政府命令）により「標準業務手順書（SOP）」を発行しました。本 SOP は、州内のすべての民間および政府機関に適用され、職場における PoSH（職場でのセクシュアル・ハラスメント防止法）の運用に関する不明点を解消し、執行を効率化し、実施体制を強化することを目的としています。

以下に、PoSH 法の関連条文と併せて、SOP によって導入された主要な変更点をまとめます。

1. ジェンダー中立的方針の採用

PoSH 法: 苦情を申し立てられるのは女性のみ。

SOP: ジェンダー中立方針を推奨し、保護原則をすべての人に適用しても差し支えないと明記。

2. ゼロ・トレランス宣言

PoSH 法: 雇用主は職場での性的嫌がらせを防止する義務を負う。

SOP: 人事ポリシーや就業規則に正式な「ゼロ・トレランス宣言」を含めることを義務付け。

3. ポリシーへの必須項目の追加

PoSH 法: 内部 PoSH ポリシーの策定を義務付け。

SOP: 6 項目の必須要素を明示し、特に「従業員代表または労働組合との協議」を義務付けた点は大きな変更。

- ゼロ・トレランス宣言
- 性的嫌がらせの定義および具体例
- 早期申告のための明確な仕組み
- 処罰のみならず「予防」に焦点を当てること
- ジェンダー平等の推進と連動させること
- ポリシー策定時に従業員代表または労働組合と協議すること

4. 「職場」の定義の明確化

PoSH 法: デジタル職場を暗黙的に含む。

SOP: オンライン環境を明確に「職場」と定義。

5. 関係当事者の枠組み

PoSH 法: 関係者の関与を暗示的に規定。

SOP: 関係機関を明確に列挙。

- 雇用主
- 地区収集官 (District Collector)
- ブロック開発官 (BDO)
- NGO
- 工場監督官 (Inspector of Factories)
- 福祉局
- 労働局
- 産業安全衛生局
- 地区司法当局

6. 女性以外の救済メカニズム

PoSH 法: 明確な規定なし。

SOP: 代替的な紛争解決経路を正式に整備。

- 会社の HR ポリシーに基づく救済
- 一般法による民事・刑事上の救済措置
- トランスジェンダー当事者は「トランスジェンダー者法」に基づく苦情処理官への申立て

7. 匿名苦情の禁止

PoSH 法: 匿名での申立ては許可されないと解釈されてきたが、一部の組織では匿名通報を容認していた。

SOP: 匿名での苦情申立てを明確に禁止。

8. 調査報告書の配布範囲

PoSH 法: 調査報告書を申立人・被申立人・雇用主に共有。

SOP: これに加え、「地区社会福祉官」への写し送付を義務付け。

まとめ

この SOP は、インドの州として最も先進的な PoSH 法の解釈を示すものであり、重要な進展をもたらす一方で、実務上の課題も生じさせています。

ゼロ・トレランス宣言の明文化や、ポリシー策定時に労働組合・従業員代表との協議を義務付ける点など、従来の慣行からの大きな転換となります。また、女性中心の PoSH 法の枠組みにおいて、SOP はジェンダー中立的な保護を推奨している点も注目されます。

多方、デジタル職場の明確化や関係当事者の定義などは実務上有用だと考えられますが、調査報告書の地方当局への共有義務については、機密保持の観点から慎重な対応が求められます。

以上

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

政令第 43 号・2025 年公布：財務報告制度を統合し透明性強化へ

インドネシア政府は 2025 年 9 月 19 日付で「財務報告に関する政令第 43 号・2025 年（PP 43/2025）」を施行した。これは金融セクター開発・強化法（法律第 4 号・2023 年）第 273 条に基づく実施規則であり、分散していた財務報告関連制度を統一的かつ電子的に再構築するものである。

1. 制度の目的と構成

本政令は、財務報告を巡る規定を一本化し、信頼性・一貫性・透明性のある報告エコシステムを確立することを目的とする。規制対象は、①財務報告義務、②財務報告基準委員会（Komite Standar）、③共通報告プラットフォーム（PBPk）、④支援エコシステム、⑤行政制裁の五領域で構成されている。

2. PBPk：ワンゲート電子報告制度

銀行、保険、年金、資本市場、フィンテック等の金融事業者は、PBPk（Platform Bersama Pelaporan Keuangan）を通じて財務諸表を提出する義務を負う。PBPk は単一窓口として機能し、提出手続の効率化、データの信頼性と一貫性の確保、利用者（監督当局・投資家等）への透明な情報提供を目的とし、そのデータは政策立案、投融資判断、学術研究などにも活用される。

3. 専門職と責任体制

財務諸表は有資格の専門家（会計士または公認会計士）が作成し、事業主または法人代表者が責任表明書を添付する義務を負う。監査対象企業は、財務省登録済みの独立監査報告書を提出しなければならず、監査人への干渉は禁止されている。これにより、透明性と説明責任の強化が図られる。

4. 財務報告基準委員会の設置

大統領直属の独立委員会「財務報告基準委員会（Komite Standar）」が新設される。同委員会は一般会計基準およびシャリア会計基準を策定し、国際基準との整合を担保する。委員会は、(1)実務委員会、(2)指導委員会、(3)財務省内事務局で構成され、専門家・当局・学界・職能団体が参画する。独立性と透明性を両立した基準設定体制である。

5. 報告エコシステムの構築と効果

政府・監督当局（OJK、BI、LPS）・会計職能団体（IAI、IAPI、IMA）が連携し、国家的報告エコシステムを形成する。これにより、省庁間データの共有と一貫性の確保、企業のコンプライアンス負担の軽減、不正防止と監査信頼性の向上、そして投資家信頼の強化と市場資金の拡大が期待される。

2. 経済・社会ニュース

【アジア開発銀行、インドネシア経済成長率見通しを下方修正】

アジア開発銀行（ADB）は、インドネシア経済の成長見通しを下方修正した。最新の『Asian Development Outlook（ADO）』2025 年 9 月版によれば、2025 年の成長率予測は従来の 5.0%から 4.9%へ、2026 年は 5.1%から 5.0%へと引き下げられた。これらの数値は、政府が国家予算（APBN）において掲げる 2025 年 5.2%、2026 年 5.4%という目標を下回るものである。今回の修正は、米国による高関税政策がもたらす国際貿易上の不確実性を背景としており、外需の減速がインドネシア経済の成長を抑制する可能性があると分析されている。

【インドネシア、2026 年最低賃金改定を巡り労使の意見対立続く】

インドネシア政府は、2026 年の州別最低賃金（UMP）の改定に向けた審議を進めており、2025 年 11 月までに結論を出す方針である。州別の最低賃金は 11 月、市・県別は 12 月に決定される予定であり、2023 年の憲法裁判所判決に基づき、インフレ率および経済成長率を考慮する形で見直しが行われる。労働組合側は、2026 年の最低賃金を前年比 8~10.5%引き上げるよう求めており、実質成長率 5%およびインフレ率 2%を前提とした公平な算定式に基づくものであると主張している。一方、経営者団体は、生産性や産業競争力への影響を懸念し、賃上げ率を抑制するよう政府に要請している。国家賃金審議会では、過去 10 年間で 4 度修正された賃金算定式を再検討中であり、今回の改定が新規雇用時の基準として機能しつつも、実際の賃金は労使交渉によって柔軟に決定されることが望ましいとされている。

【政府、住宅購入に対する付加価値税免除措置を 2027 年末まで延長】

財務省は、住宅購入に対する付加価値税（VAT）免除措置を 2027 年 12 月 31 日まで延長すると発表した。本措置は、中間所得層の購買力を維持し、不動産セクターの持つ広範な経済波及効果を促進することを目的とする。政策の下では、最大 50 億ルピア（約 4.600 万円）相当の住宅購入に対して政府が付加価値税を全額負担し、そのうち最初の 20 億ルピア（約 1.830 万円）部分のみが免税対象となる。2025 年の財務省令第 60 号に基づき 2026 年まで有効であった同制度は、新たな法令により延長・整備される予定であり、開発業者に対する事業環境の予見可能性を高め、プロジェクト計画および住宅建設の加速につながると期待されている。

以上

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62 21 570 6215

加藤 寛 (日本国公認会計士) hi.kato@faircongrp.com

Pahala Alexandra Lumbantoran (Alex, コンサルタント) alexandra@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/ZnNuGrKXb4U>

<https://youtu.be/cIMdKloIMSI>



オーストラリア

1. 大企業による法人税支払が過去 2 番目に高い水準

2025 年 10 月 2 日、オーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office : ATO) は毎年恒例の Corporate tax transparency (CTT) report (*) を発表し、大企業が 2023~24 年度に支払った法人税が総額 957 億豪ドルに上り、過去 2 番目に高い記録となったことを公表しました。

当 Report において、法人税を支払っていないと回答した法人の割合は、2022~23 年度の 31% から 2023~24 年度には 28% に減少しました。当 Report 開始以来初めて、法人税を支払っていない法人の割合が 30% を下回り、これは当 Report 開始から 11 年間で最低の水準になっています。

(*) ATO は法律により、特定の大企業から毎年報告される税務情報を公表することが義務付けられています。

2. Superannuation (確定拠出年金) 高額保有者向け税制優遇措置の見直し案

2025 年 10 月 13 日、オーストラリア政府は 2026 年 7 月 1 日から年金残高が 3 百万豪ドルを超える個人に対する税制優遇措置を削減することを発表しました。オーストラリア政府は年金業界及びその他の利害関係者と協議を行う予定としており、この措置はまだ法律化はされていません。

3. ASIC への提出フォームについて電子化が促進

オーストラリア証券取引委員会 (Australian Securities Investments Commission : ASIC) より発信されたニュースレター 2025 年 10 月号 (InFocus October 2025 - Volume 34 Issue 9) において、以下について記載されています。

- ASIC の規制簡素化への取り組みの一環として、ほとんどの ASIC フォームで電子署名の使用が可能となっている。
- 現在オンラインで提出できない紙のフォームについても、今後 E メールでの提出を拡充する。

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

以上

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士）

sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

hi.torii@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>



シンガポール

外国人労働者雇用法違反の摘発について

外国人がシンガポールで労働を行う場合、原則として就労許可証が必要となり、シンガポール政府がその発給を厳格に管理しています。

2025 年 10 月 23 日、Ministry of Manpower (MOM)、Singapore Police Force (SPF)、及び Health Sciences Authority (HAS) は共同で、2 つの娯楽施設において取締りを実施し、合計 58 名が逮捕されました。この内 32 名は、労働許可証 (Performing Artiste Scheme) に基づき雇用された外国人でしたが、有効な労働許可証を持たずに 2 つの娯楽施設で働いていたことが判明しました。残りの外国人 22 名とシンガポール永住者 4 名は、雇用関連の違反により逮捕されています。

Performing Artiste Scheme では外国人が芸能活動を実施する際に、適格な娯楽施設において最長 6 か月間の雇用を認めています。MOM は定期的なコンプライアンス・執行検査を通じて芸能活動を行う外国人の雇用状況を厳格に監視しています。継続的な制度の悪用を踏まえ、MOM は本制度を見直し、近く改正を行う予定です。

外国人労働者雇用法（EFMA：Employment of Foreign Manpower Act）に基づき、雇用主は有効な就労許可証を持たない外国人労働者を雇用できず、有効な就労許可証を持たない外国人を雇用したとして有罪判決を受けた個人は、5,000SGD から 30,000SGD の罰金、または 1 年以下の懲役、もしくはその両方に処せられます。

また、有効な就労許可証を持たず自営を行う外国人は、20,000SGD 以下の罰金、または 2 年以下の懲役、もしくはその両方に処せられます。さらに有罪判決を受けた場合、シンガポールでの就労が禁止されます。

以上

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人）ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉（日本国公認会計士）ju.ito@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/T3Jp3zIdM80>



タイ

【タイ】産休 120 日に延長 配偶者にも 15 日有給休暇—労働保護法改正案が上院で可決

2025 年 9 月 15 日に開催されたタイ国会上院会議において、労働保護法改正案が可決され、女性労働者の産休期間が現行の 98 日から 120 日に延長され、そのうち最初の 60 日間は賃金が全額支給されることとなりました。さらに、新生児が障害や健康上の問題を抱えて生まれた場合には、15 日間の追加休暇を取得でき、この期間中は賃金の 50%が支給されます。

また、出産した配偶者を支援するため、15 日間の有給休暇制度が新たに設けられ、賃金が全額支給されます。あわせて、政府機関や公的機関の業務委託労働者にも、民間労働者と同等の休暇・労働時間・休憩の権利が認められることとなりました。

改正法は、首相を経て国王の署名後、官報に掲載されてから 30 日後に施行される予定であり、2025 年末までに発効する見込みです。公布後は、労働省により雇用主・労働者双方への周知活動が実施される予定です。

今回の改正は、少子高齢化が進むタイにおいて、出産や育児と就労の両立を支援し、子どもを持ちやすい環境を整えることを目的とした政策の一環とされています。労働者にとって大きな前進である一方で、企業にとっても就業規則や社内手続の見直しが必要となる可能性があります。今後の官報公布や労働省からの詳細通知に注目し、適切な対応を進めていくことが望まれます。

労働省労働福祉保護局

<https://www.labour.go.th/index.php/74949-120-68>

以上

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

大谷 祐輔（日本国公認会計士）yu.otani@faircongrp.com

山本 有里子（コンサルタント）yu.yamamoto@faircongrp.com

中島 弘貴（日本国公認会計士）hi.nakajima@faircongrp.com



ニュージーランド

ニュージーランドにおける連結納税制度について

1. ニュージーランドにおける連結納税制度の概要

ニュージーランドには連結納税制度があります。これは親会社とその 100%子会社が単一の納税者として扱われる制度で、連結グループ全体で一つの法人税申告を行うことが可能です。連結グループ内の各社の所得や損失は合算されます。また、連結グループ内で発生した取引は相殺されます。連結グループ内の各企業はニュージーランドの税務上の居住法人である必要があります。

なお、ニュージーランドでは完全子会社でない場合でも、66%以上の資本関係がある会社間では、一方の会社の繰越欠損金を他方の会社の課税所得と相殺することが認められており、グループ企業間で繰越欠損金の共有が可能です。

2. 連結納税制度のメリット

- 連結グループ内の損益通算が可能:
連結グループ内の企業間で利益と損失を相殺できます。黒字企業の利益と赤字企業の損失を合算することで連結グループ全体の課税所得を減額でき、納税額の軽減につながる可能性があります。
- 連結グループ内取引の相殺消去:
連結グループ内の取引は税務上、課税対象取引とみなされないため、原則課税されることはありません。例えば、連結グループ企業間で資産を譲渡しても、連結グループ内では相殺消去され、譲渡益は課税対象になりません。
- 税務手続の集約による効率化:
連結グループは一つの納税単位として扱われるため、連結グループ全体でまとめて法人税申告を行うことができます。各子会社が個別申告を行う必要がなく、単一の申告書で連結グループ全体の納税手続きを完了できます。

3. 連結納税制度のデメリット・注意点

- 適用要件が厳格:
連結納税グループを組成できるのは 100%同一株主の完全支配関係にある会社のみであり、さらに全てが税務上のニュージーランド居住法人である必要があります。
- 計算・手続きの複雑さ:
連結グループ全体の課税所得を算出するには、社内取引の消去や各社の個別調整など高度な税務計算が必要となります。
- 連結グループ全体での連帯責任:
連結グループ内の各企業は、グループ全体の法人税債務に対して連帯して納税責任を負うことになります。
- 制度適用の手続と社内体制整備:
連結納税を利用するには Inland Revenue Department (IRD) への届け出が必要です。適用開始を希望する年度の期首から 63 営業日以内に連結グループ選択の届出を行う必要があります。また、決算期が異なる企業がある場合、事前にグループ間での決算期を統一する必要があります。

ニュージーランドに進出している日系企業にとって、連結納税制度の導入にあたっては、まずグループ全体での税効果をシミュレーションし、そのメリットを定量的に検証することが重要です。

以上



Fair Consulting New Zealand Limited

Level 7, 50 Albert Street, Auckland Central, Auckland 1010, New Zealand

Web : <https://www.faircongrp.com/>

藤原 裕美（豪州公認会計士） hi.fujiwara@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています

<https://youtu.be/3zTNAi5q29s>



フィリピン

1. 外国人雇用許可証（AEP）発給に関する 15 営業日処理サイクルの再確認

フィリピン労働雇用省国家首都圏事務所(DOLE-NCR : Department of Labor and Employment – National Capital Region)は外国人雇用許可証（AEP）に関する新たな勧告第 25-04 号を公表した。本勧告は、2025 年発行の省令第 248 号に基づき、AEP の確認または認証を申請する外国人に対し、申請資格および必要書類に関する厳格な指針を示すものであり、審査の徹底とサービスの効率化を目的としている。これにより、AEP 発給の新たな処理サイクルは支払い受領日から起算して 15 営業日となり、従来の 5 営業日から延長された。処理サイクルに含まれるステップは以下の通り：

- 申請書類の詳細な審査（学歴、職歴、資格など）
- 地域局長への承認推薦
- 必要書類の追加提出
- 必要に応じた現地調査
- AEP カードの作成
- カードの交付

2. 外国企業の SEC（フィリピン証券取引委員会）登録にかかる所要期間の短縮

フィリピン証券取引委員会（SEC : Securities and Exchange Commission）は 2025 年 9 月 10 日にプレスリリース No.2025-113 を公表した。同プレスリリースは、外国法人の登録対象を拡大し、フィリピンでの事業展開の利便性の向上を目的としている。SEC 委員長フランシス・リム氏は、「この取り組みは、より多くの外国人投資家を呼び込むことを目的としている」と述べ、2025 年上半期には 145 社の外国法人が登録されたことを明らかにした。OneSEC は、2021 年に導入された電子登録システム「eSPARC」のサブシステムであり、従来に比べて登録手続きに要する期間が大きく短縮された。対象業種や申請資格も拡大されており、より多様な企業が利用できるようになっている。

なお、プレスリリース原文には登録手続きが 1 日で完結するという記載があるが、必ずしもすべての外国法人が登録手続きを 1 日で完結出来るわけではない点に注意が必要である。

3. 税務調査対応における内国歳入庁職員の逮捕について

国家捜査局(NBI : National Bureau of Investigation)は 2025 年 10 月 1 日、腐敗した政府職員の責任追及に向けた継続的な取り組みの一環として、NBI 公職汚職課(NBI-PCD)を通じて、タギック市(BGC がある外資企業が多く所在するエリア)で内国歳入庁(BIR : Bureau of Internal Revenue)職員とその共犯者を逮捕したことを公表した。

当該公表によると、BIR の税務調査における最初の追徴金額は Php36,000,000 であったが、後に Php8,000,000 に引き下げられ、最終的に Php800,000 にまで減額することで税務調査を終了できるという申し出が BIR 職員からあり、そのうち正式な領収書が発行されるのは Php200,000、残り Php600,000 は封筒に現金を入れて BIR 職員に渡すように指示があったとのことである。

4. 9 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
9 月 3 日	BIR	BIR RMC No.81-2025	1997 年国家内国歳入法典（改正後）第 34 条 (A)(1)(a)に基づく「通常かつ必要な経費」の損金算入に関する基準およびガイドラインの再確認を公表した。
9 月 25 日	BIR	BIR RR No.24-2025	1997 年国家内国歳入法典（NIRC）第 244 条および第 245 条に基づき、歳入規則（RR）第 2-98 号の第 2.57.2.(I)項（RR No.11-2018 等で改正済）をさらに改正し、主要源泉徴収義務者（Top Withholding Agents）に対する課税可能な源泉徴収税（CWT）の課税に関する規定が公布された。

以上

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63 2 8832 5408

杉山 陽祐（米国公認会計士・米国税理士）yo.sugiyama@faircongrp.com

大久保 匠悟（日本公認会計士）sho.okubo@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/vB2uUlhhLDo&t>

<https://youtu.be/ZVgvi09neP0>

<https://youtu.be/JJ5eU-U6x3I>

★ ベトナム

ベトナムの VAT（付加価値税）控除に関する非現金決済要件の厳格化（政令 181/2025/ND-CP）

2025 年 7 月 1 日施行の政令 181/2025/ND-CP により、仕入 VAT（付加価値税）控除に関する非現金決済要件が厳格化されました。以下に実務上の留意点を整理します。

1. 仕入 VAT 控除のための非現金決済要件

① 非現金決済の対象金額の拡大

- **500 万 VND（VAT 込）以上の購入（輸入品を含む）は、非現金決済の支払証憑の保有が仕入 VAT 控除の要件となります。**
- ※ 旧政令（209/2013/ND-CP）での「2,000 万 VND（VAT 込）以上」から対象範囲が大幅に拡大
- ※ 同一売手との同一日付の複数取引で合計金額が 500 万 VND（VAT 込）以上となる場合も、非現金決済が必要です。

② 主な非現金決済の方法とその支払証憑（本政令 第 26 条）

- 銀行振込、電子決済、クレジットカード等
- 送金依頼書、銀行明細など

※政令 No.52/2024/ND-CP（2024 年 5 月 15 日付）に非現金決済証憑の定義が規定

※銀行窓口・ATM 等を経由した現金の直接入金は、非現金決済証憑として認められません。

- 従業員による立替払いは、以下の条件を満たす場合に限り、非現金決済として扱われます。
- 社内規定に基づき、従業員が非現金で立替払いを行い、会社が非現金で返金すること（委任状が必要）

2. 仕入 VAT 控除に関する留意点

① 支払期限超過による控除適用外

- 契約書・付属書に基づく支払期限を過ぎた支払いは、仕入 VAT の控除適用外となります。
- 分割払や後払い等で既に VAT 申告済み場合は、対象の VAT 控除額の減額修正申告が必要です。

※本政令には、減額修正後の VAT の再控除について明確な規定がないため、支払期限を過ぎて非現金決済証憑が整った場合でも、再度控除対象 VAT として申告することは認められないと考えられます。

- ② 支払期限の延長が必要な場合は、事前に付属書を締結し、支払期限の延長手続きを行う必要があります。

3. 実務対応のポイント

本政令の施行により、社内管理体制の不備が原因で控除対象外となる仕入 VAT の増加や、VAT 申告における誤り・修正申告の必要性、さらには罰金の発生といったリスクが高まる可能性があります。これらのリスクを回避するためには、実務担当者による制度の正確な理解に加え、社内体制の整備・運用がこれまで以上に重要となります。

主な実務対応のポイントを以下の通りです。

- 500 万 VND 以上（VAT 込）の仕入 VAT インボイスに対して、契約書・付属書に基づく支払条件、支払期限、実際の支払日および支払方法を記録・管理する
- 支払遅延が見込まれる場合は、事前に付属書を締結し、支払期限延長手続きを行う
- 契約書、送金依頼書、銀行取引明細など、関連する証憑類を適切に保管・管理する

以上

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

TEL : + 84 24 3974 4839

大西 智之 (日本国公認会計士) to.onishi@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

葉山 暁彦 (日本国公認会計士) ak.hayama@faircongrp.com

山本はるか ha.yamamoto@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/zYl7wJYao7w>





2026 年度 マレーシアの税制改正案

2025 年 10 月 10 日に 2026 年度マレーシア予算案が発表されました。2025 年上半期、マレーシアの GDP 成長率は 4.4%であり、アメリカとの関税摩擦などの外的要因がある中でも、2025 年の GDP 成長率見通しは 4.0～4.8%と見込んでいます。2026 年の成長率は 4.0～4.5%であり、世界的な地政学的・経済的不確実性の影響を受けつつも、緩やかなペースで成長すると見込んでいます。今回は、公表された税制改正案の各項目について簡単に紹介させていただきます。特に、No.12、No.27、No.33 などは日系企業にとっても注目すべき内容と考えられます。

個人所得税関連

No.	項目	内容	Appendix
1	予防接種費用所得控除の拡大	個人所得税控除(RM1,000)の対象となる予防接種費用(ワクチン費用)が、マレーシア保健省により承認された全てのワクチンに拡大	1
2	保育費の所得控除見直し	保育費用の所得控除が無期限RM3,000に。放課後ケア施設・日中預かり施設も対象となり、対象年齢も6歳以下から12歳以下までに拡大	2
3	学習障害児治療費等の所得控除見直し	学習障害児(18歳以下)の治療・リハビリ関連費用の所得控除は最大RM6,000に制限されていたが、RM10,000に引き上げ	3
4	生命保険等の所得控除の見直し	生命保険等の所得控除(RM3,000)が子供(18歳未満等の一定の条件を満たす)も対象に	4
5	環境・安全設備等の所得控除拡大	環境持続可能性および家庭安全関連支出の所得控除(RM2,500)について対象設備を拡大(家庭用ごみ粉碎機(フードグラインダー)、家庭用CCTV(防犯カメラ)など)	5
6	国内観光関連支出の所得控除	「Visit Malaysia Year 2026」キャンペーンに合わせて、博物館、テーマパーク、国立公園、動物園などの入場料や文化・芸術イベントについて所得控除(RM1,000)の優遇を再導入	6
7	LLP(有限責任パートナーシップ)からの配当課税	LLPからの利益分配所得(年間RM100,000超)に、パートナー個人(居住・非居住)に対して2%課税	7

法人税・優遇税制等関連

No.	項目	内容	Appendix
8	海外所得の免税拡大	海外投資やマレーシアへの資金還流を奨励するため、協同組合や信託団体から得る国外源泉所得も免税の対象に追加	8
9	上場支援の所得控除拡大	テクノロジー企業および中小企業（MSME）に認められている上場費用（最大RM1.5 Million）の所得控除について、MSMEの範囲を拡大（エネルギー・ユーティリティ分野）	9
10	SRI（社会的責任投資）やスクーク（イスラム債）発行の助成率を引き上げ	SRI（社会的責任投資）やスクーク（イスラム債）の発行における外部審査費の助成率を90%から100%に引き上げ（上限RM300,000）	11
11	公立大学病院の基金への寄付の所得控除	公立大学病院が設立した基金への現金寄付について、所得の10%まで控除可能に	13
12	国内製造業者から購入した機械設備やICT機器等投資への加速度償却（ACA）	国内製造業者から購入した機械設備やICT機器等への投資は、加速度償却（初年度償却20%、年次償却40%）の対象に	21
13	食料安全保障に対する優遇税制	KPKM（マレーシア農業・食料安全保障省）に申請された食料安全保障プロジェクトについて優遇税制が適用（新規投資：10年間の法人税免除、既存拡張：5年間の法人税免除）	22
14	農業分野の自動化（スマート農業）の優遇税制	KPKM（マレーシア農業・食料安全保障省）に申請されたウィンドウレス鶏舎（閉鎖型鶏舎）に優遇税制が適用	23
15	AI（人口知能）研修の優遇税制	中小企業（MSME）がAI（人口知能）研修費用（TalentCorpへの申請必要）は、追加50%控除可能（2年に1度）	24
16	R&D（研究開発）成果の商業化支援	R&D（研究開発）成果を商業化する子会社に投資する企業への優遇税制を5年間延長（2030年12月31日まで）	25
17	インバウンド事業の優遇税制	インバウンド事業による収益増加部分に対する法人税免税（誘致する外国人観光客1,000人以上等の条件有）	26
18	観光施設改修の所得控除	MOTAC（観光省）に登録された事業者による観光施設の改装費が最大RM500,000まで所得控除対象	27
19	イベント主催の優遇税制	国際会議や展示会等を開催する主催者に100%所得免除（参加者1,500～3,000人以上等の条件有）	28
20	文化・スポーツイベントの優遇税制	スポーツ、芸術、観光、文化活動範囲や開催場所の優遇税制拡大および適用年数を2年間延長（2027年まで）	29
21	ベンチャーキャピタルの優遇税制見直し	ベンチャーキャピタル法人（VCC）の一定の所得に5%、ベンチャーキャピタル管理法（VCMC）の一定の所得に10%課税の方針	30
22	奨学金の優遇税制拡大	企業が提供する奨学金に対する優遇税制の対象者の拡大および適用年数を5年間延長（2030年まで）	31
23	介護従事者研修への優遇税制	企業が介護従事者（非従業員）への訓練を支援した場合にも優遇税制の対象に	32
24	社会的弱者への優遇税制拡大	優遇税制（雇用費用の控除）の対象となる社会的弱者の範囲を拡大（仮釈放された受刑者、薬物治療者など）	33
25	高齢者雇用の優遇税制	高齢者（60歳以上）雇用に対する税制優遇の適用年数を5年間延長（2030年まで）	34
26	重量車両へのスピード制限装置（SLD）取得への加速度償却（ACA）	交通事故削減を強化するため、重量車両へのスピード制限装置（SLD）取得（1台あたりRM4,000まで）に対する加速度償却（初年度償却20%、年次償却80%）の適用	35

印紙税関連

No.	項目	内容	Appendix
27	外国人(非居住者)や外国法人の不動産取得における印紙税見直し	外国人（非居住者）や外国法人が取得する不動産について、印紙税率を4% から 8%に引き上げ	14
28	初回住宅購入の印紙税免除延長	RM500,000以下の住宅を初めて購入するマレーシア国民に対する印紙税全額免除を2年間延長(2027年12月31日まで)	15
29	Perlindungan Tenang保険の印紙税免除延長	Perlindungan Tenang保険に対する印紙税全額免除を3年間延長(2028年12月31日まで)	16
30	低額保険の印紙税免除延長	低額保険に対する印紙税全額免除を3年間延長(2028年12月31日まで)	17
31	構造ワラント購入の印紙税免除	構造ワラントの購入契約書に対する印紙税全額免除を3年間延長(2028年12月31日まで)	18
32	上場投資信託(ETF)の印紙税免除	上場投資信託(ETF)のContract Notesに対する印紙税全額免除を3年間延長(2028年12月31日まで)	19
33	雇用契約書の印紙税免除範囲の拡大	従業員との雇用契約書の印紙税免除範囲を、RM300/月からRM3,000/月まで引き上げ	20

物品税・その他

No.	項目	内容	Appendix
34	社会的企業の免税延長	社会的起業家の育成と雇用創出を目的に、国の認定を受けた企業の税制優遇(免税)が延長	10
35	汚職対策活動への寄付の所得控除	MACC（マレーシア汚職防止委員会）により認定された市民社会組織（CSO）が行う反汚職プログラムへの現金寄付について、所得の10%まで控除可能に	12
36	たばこの増税	たばこ1本あたり2セン、1箱で40センの物品税増税	36
37	葉巻類の増税	葉巻・シガリロ1kgあたりRM40の物品税増税	37
38	加熱式たばこ製品の増税	加熱式たばこ製品 1kgあたりRM20の物品税増税	38
39	禁煙支援製品の免税	ニコチン代替療法（NRT）商品の輸入関税及び売上税免除期間の延長(2027年末まで)と対象製品の拡大(ミスト、トローチなど)	39
40	アルコール飲料の課税強化	健康増進・アルコール依存抑制のため、全アルコール製品に対して物品税を10%引上げ	40

以上

以上 **Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.**

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太郎（日本国公認会計士）ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜（日本国公認会計士）ri.ikeda@faircongrp.com

石井 大輔（日本国公認会計士）da.ishii@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/5aIfxofcfrU>

<https://youtu.be/jSdnxYrhBrE>

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



【2025 年度版】フェアコンサルティングのご紹介【日本発の会計事務所系
グローバルコンサル】

<https://youtu.be/Howt0CMVSxY>



【今、東南アジアで起きていること】生活費の上昇と外国人採用規制について

<https://youtu.be/mgxNoQW8opY>



【今、オセアニア地域で起きていること】現地の物価は？ 人件費は？

https://youtu.be/I6IV__ltokE

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。